

香川県アーケード設置指導基準

昭和 36 年 9 月 14 日制定

昭和 38 年 7 月 6 日改正

アーケードの設置については、昭和 30 年 2 月 1 日付国家消防本部長、建設事務次官、警察庁次長の連名通達「アーケードの設置基準」によるほか、次の指導基準によらなければならないものとする。

指導基準

- 1 構造は、次の各号によらなければならない。
 - (1) 歩車道の区別の在る道路の歩道部分に設ける場合
 - イ 別紙のアーケード基準設計図により、原則として一街区を連続した共同施設とすること。
 - ロ 相当の区間連続して設ける場合で、アーケード基準設計図によらない形式を採用しようとするときは、アーケード連絡協議会の承認を得ること。
 - (2) 歩車道の区別のない道路に設ける場合
 - イ 新設は原則として認めない。ただし、既設のものについては、アーケード連絡協議会の承認を得て改修することができる。
 - ロ 既設の木造アーケードについては、適宜に補強修繕を行い、構造耐力上支障のないよう維持管理に努めること。
- 2 添架物等は、次の各号によらなければならない。
 - イ 恒久的な広告物等の塗装若しくは添架又は装飾をしないこと。ただし、アーケードの両端における地名、街区名等の標示で、不燃材料のみで構成され、路面上 6.00 メートル以上の高さに設けられるものについては、この限りでない。
 - ロ 桁行方向には消防活動に支障を及ぼすおそれのある固定的遮へい物（亜鉛引鉄板等のたれ壁）を設けないこと。
 - ハ 照明灯は、規格を統一したものとし、消防活動及び美観上支障がないものとする。
- 3 仮設日よけは、次の各号によらなければならない。
 - イ 設置期間は、毎年 6 月から 10 月までの 5 ヶ月以内とし、期間終了後は完全に撤去すること。
 - ロ 構造は、アーケード基準設計図を準用するほか、容易に破壊消防を行い得るような簡単なものとし、かつ、都市の美観を害しないよう留意すること。

注) アーケード基準設計図は「アーケードの設置に伴う避難上または消火活動上の施設等の技術細目（昭和 60 年 2 月 22 日制定）」の制定によりアーケード基準図による。